

Title	NEDO産業技術実用化開発助成事業における新たな労務費算定方法について(公的研究開発のマネジメント, 第20回年次学術大会講演要旨集II)
Author(s)	福田, 泰和; 坂本, 満; 渡辺, 晶子
Citation	年次学術大会講演要旨集, 20: 745-748
Issue Date	2005-10-22
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6218
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

N E D O 産 業 技 術 実 用 化 開 発 助 成 事 業 に お け る
新 た な 労 務 費 算 定 方 法 に つ い て

福 田 泰 和 , ○ 坂 本 満 , 渡 辺 晶 子 (N E D O)

1. はじめに

N E D O 技 術 開 発 機 構 は、公 的 研 究 資 金 に 基 づ く 産 業 技 術 政 策 の 実 施 機 関 と し て、科 学 技 術 創 造 立 国 の 実 現 を 目 指 し て、情 報 通 信、ナ ノ テ ク、材 料 開 発、製 造 技 術、ラ イ フ サ イ エ ン ス な ど の 産 業 技 術 や エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 の 分 野 に お い て、様 々 な 研 究 開 発 を ト ー タ ル コ ー デ ィ ネ ー ト し て い る。

「成 果 を 挙 げ る N E D O」 と し て、技 術 動 向 ・ 産 業 動 向、政 策 動 向 を 踏 ま へ て 中 長 期 ・ ハ イ リ ス ク の 研 究 開 発 プ ロ ジ ェ ク ト を 推 進 す る と と も に、競 争 的 環 境 下 で 研 究 開 発 の ア イ デ ア を 公 募 し、優 れ た 提 案 を 支 援 す る こ と に よ り、将 来 の 産 業 の 「核」と な る 民 間 企 業 や 大 学 等 の 有 望 な 技 術 シ ー ズ を 発 掘 し、あ る い は、民 間 企 業 や 産 学 連 携 の フ ォ メ ー シ ョ ン に よ る 大 学 に お け る 実 用 化 研 究 開 発 を 促 進 し て い る。

加 え て、「使 い や す い N E D O」 と し て い く た め、研 究 開 発 の 実 施 事 務 の 簡 素 化 等 を 進 め て い く こ と が、研 究 開 発 そ の も の の 効 率 的 な 推 進 を 確 保 す る 上 で 重 要 で あ る。

N E D O 技 術 開 発 機 構 で は、今 年 度 も 様 々 な 業 務 改 善 を 進 め て い る と ころ で あ る が、そ の 一 環 と し て、民 間 企 業 の 実 用 化 研 究 開 発 を 支 援 す る 「産 業 技 術 実 用 化 開 発 助 成 事 業」 に お い て、個 々 の 研 究 者 の 事 務 処 理 を 軽 減 し、よ り 一 層 研 究 開 発 に 専 念 で き る こ と を 目 的 と し て、新 た な 労 務 費 算 定 方 法 を 今 年 度 か ら 導 入 す る こ と と し た。本 方 法 は、個 々 の 研 究 者 が 「従 事 日 誌」 を つ け る 必 要 の あ る 従 来 の 労 務 費 の 算 定 方 法 か ら、企 業 会 計 上 の 実 績 に 基 づ き、労 務 費 を 定 率 化 す る も の で あ る。

本 書 で は、労 務 費 の 定 率 化 の 試 行 的 適 用 の 実 績 を 分 析 し、今 後 の 展 開 と 論 点 を 検 討 し た。

2. 労 務 費 に 関 す る 問 題 意 識

こ れ ま で、研 究 開 発 費 の う ち、平 均 3 割 程 度 を 占 め る 労 務 費 に つ い て は、従 事 日 誌 上 の 労 務 時 間 に 個 々 の 研 究 者 の 「労 務 費 単 価」 を 乗 じ て 労 務 費 を 計 算 し て い た。

「労 務 費 単 価」 に つ い て は、個 人 の 前 年 度 の 所 得 を 実 労 働 時 間 で 割 っ て 算 出 す る と い う 手 法 を 執 っ て い た た め、計 算 間 違 い が 頻 発 し、極 め て 煩 雑 か つ 非 効 率 な 状 況 で あ っ た。こ れ を 解 決 す る た め、「健 康 保 険 等 級 か ら 労 務 費 単 価 を 算 定 す る 方 法」 を、委 託 事 業 は 平 成 1 4 年 度、助 成 事 業 は 平 成 1 5 年 度 よ り 導 入 し た。健 康 保 険 等 級 か ら 自 動 的 に 単 価 が 判 る よ う に し た も の で あ り、年 俸 制 で 契 約 し て い る 研 究 者 に つ い て も、こ れ に 準 じ て 行 え る よ う 事 務 処 理 の 簡 素 化 を 行 っ た。本 方 法 に つ い て は、委 託 先 及 び 助 成 先 か ら 高 く 評 価 さ れ て お り、中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 も 追 随 し て い る と ころ で あ る。

「労 務 日 誌」 の 扱 い に つ い て は、年 俸 契 約、裁 量 労 働 制 等 の 成 果 主 義 が 我 が 国 の 企 業 に 導 入 さ れ つ つ あ る 中 で、「何 月 何 日 の 何 時 何 分 か ら 何 時 何 分 ま で 研 究 し た」と い う こ と を 個 別 の 研 究 者 ご と に、記 録 し て 労 務 費 を 算 定 す る と い う こ と の 妥 当 性 や が 課 題 と な っ て き て い る。事 実、多 く の 企 業 か ら 「研 究 者 に 時 間 を 細 か く 記 録 さ せ る こ と は、研 究 現 場 の 士 気 を 低 下 さ せ る」 な ど の 指 摘 も あ っ た。

3. 労務費の定率化

労務費に関する問題意識を踏まえ、「産業技術実用化開発助成事業」の新規採択案件について、以下に示す労務費の定率化を試行的に適用することとした。

- ①直近年度の「研究開発労務費比率（研究開発費に占める労務費の％）」と「20％」のうち、「いずれか低い方」を「研究開発労務費比率（r）」とし、このrをベースに労務費（L）を算出。
- ②「研究開発労務費比率」の算定は、助成金の申請に係る申請者自体の開発体制を包含する「組織上の会計単位」とする。例えば、研究所や事業部の開発部門等が相当。中小企業やベンチャー企業の場合などは「全社」がベースとなる場合もある。

$$\text{労務費 (L)} = \text{労務費以外の事業費 (E)} \times r / (1 - r)$$

ただし、「社の歴史が浅い」「業態が頻繁に変化する」「経理システムの構成上、上記の数値算出が簡単にできない」等の事情を有する企業に関しては、労務日誌方式を採用するが、その場合でも労務費比率は20％を上限とする。

また、申請時に「健康保険等級から労務費単価を算定する方法」を用いて算出した労務費が、rを用いて算定される労務費を下回る場合も労務日誌方式を採用する。その場合でも労務費比率は20％を上限とする。

(1) 用語の定義

「研究開発費」:

企業会計審議会が平成10年3月31日に公表し、平成11年（1999年）4月1日以降適用されている、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」に従うものとする。新会計基準によると、研究開発費は、「研究」と「開発」に区分され、次のように定義されている。

「研究」とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。

「開発」とは、新しい製品・サービス・生産方法についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化する事をいう。」（基準一、定義1）

よって、研究開発費とは、「新製品の計画・設計または既存製品の著しい改良等に発生する費用」をいう。例えば、製造現場で行われる改良研究であっても、それが明確なプロジェクトとして行われている場合には、開発の定義における「著しい改良」に該当する。一方、恒常的に行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動は、研究開発には含まれない。

「研究開発費に占める労務費」:

当該法人において、助成事業の属する「組織上の会計単位」に直接費として集計された労務費をいう。研究員の給料・賞与の他に、退職給付繰入額、法定福利費、福利厚生費等を含むものである。

(2) 労務費比率実態

本方法の試行にあたり、「産業技術実用化開発助成事業」における過去の実績を調査した結果、労務費の割合は30%弱であった。また、総務省の公式統計に拠れば、企業の研究部門に占める人件費比率（法定福利厚生費や研究所の総務・経理部門の人件費を含む）は、40%強であった。

これらの調査結果を総合的に勘案し、研究開発労務費比率（ r ）の上限値を「20%」とした。

(3) 労務費の上限値

研究開発労務費比率（ r ）は、「産業技術実用化開発助成事業」を実施する組織を含む会計単位の実績値から算出するため、当該助成事業の労務費比率を代表する値と考えられ、助成事業全体としては、 r に20%の上限値を設けることにより、過払いの蓋然性は低いと想定される。しかしながら、個別の助成事業についての過払いの蓋然性が低いとまでは判断できないため、試行においては、申請時に「健康保険等級から労務費単価を算定する方法」を用いて積算した労務費によって近似できると考えられるため、当該近似値が研究開発労務費比率（ r ）を用いて算出された労務費よりも上回った場合には、労務費比率方式による労務費の過払いの蓋然性は低いと判断することができると考えられる。ただし、個別の研究課題において労務費比率は異なる。

一方、当該近似値が研究開発労務費比率（ r ）を用いて算出された労務費を下回る場合には、過払いの恐れがあると推定されるため、労務費比率方式を採用せず、従来の労務日誌方式を採用することとした。

4. 労務費比率方式の適用の実績

労務費比率方式を、民間企業の実用化研究開発を支援する「産業技術実用化開発助成事業」の平成17年度第一回公募（公募期間：平成17年2月4日～4月6日）から適用を開始した。当該公募による採択事業は7月1日から開始したところである。

試行にあたり、約20社の企業（超大手、中堅、中小、ベンチャー等）から、実務面についての意見を聴取し、企業会計から研究開発労務費比率（ r ）を算出することが可能であるとの回答を得ていた。

平成17年度「産業技術実用化開発助成事業」第一回公募における 新たな労務費算定方式の適用の実績	
34社の助成先企業のうち	
■労務費比率算出可能	
うち、①新方式導入	17社（50%）
②従事日誌方式	11社（32%）
■労務費比率不可能	5社（15%）
■労務費を未計上	1社（3%）

結果は上記のとおりであり、「社の歴史が浅い」等ため労務費率（ r ）の算出ができなかった社は5社（15%）あったが、そもそも企業会計システム上の問題等により労務費比率の算出が困難なケースはなく、29社は労務費比率（ r ）の算出を行った。

一方、労務費比率を算出した企業29社のうち、11社は健保等級労務費単価を用いて算出した労務費が研究開発労務費比率（r）を用いて算出された労務費を下回ったため、労務日誌方式を採用することとなった。

労務費比率（r）を算出した際に用いた企業会計単位の状況		
rを算出する際に用いた企業会計単位		助成事業の研究組織との同一性
■ 全社	7社	うち3社が同一
■ 研究所、開発センター等	9社	うち2社が同一
■ 事業部、生産本部、開発本部、技術本部等	8社	うち2社が同一
■ 研究部、技術開発部、研究グループ等	4社	うち2社が同一

rを算出に用いた「組織上の会計単位」は、①全社から②研究所、開発センター等、③事業部、生産本部、開発本部、技術本部等、④研究部、技術開発部、研究グループ等に至るまで、様々であるが、①全社の会計単位を用いた企業はベンチャーが多く④研究部、技術開発部、研究グループ等の会計単位を用いた企業は大企業が多い傾向が見られ、また、①及び④では、会計単位と助成事業を実施する研究組織とが同一である割合が多い傾向が見られる。

5. 今後の展開と論点

今後、中間調査等の機会を通じて、研究開発労務費比率（r）の算出方法の確認を行い、算出方法の妥当性を確認するとともに、より分かりやすい算出方法の説明方法等について検討を行う予定である。

また、健保等級労務費単価を用いて算出した労務費が研究開発労務費比率（r）を用いて算出された労務費を下回る場合に労務日誌方式を採用するという試行的な措置の妥当性についても、労務日誌の廃止を拡大していくという目標も見据えつつ、実態調査を行い、今後の対応について検討を深めていく予定である。

6. 参考文献

- [1] 平成17年度第2回「産業技術実用化開発助成事業」「研究開発型ベンチャー技術開発助成事業（単独申請型、コーディネータ参加コンソーシアム型）」「次世代戦略技術実用化開発助成事業」に係る助成対象事業の募集について -新たな労務費算定方式について-
- [2] NEDOの研究開発助成の労務費固定化の可能性に関する報告書（調査受託者及び調査実施者 早稲田大学アジア太平洋研究センター 教授・商学博士 松田修一）